

農林水産省
○経済産業省告示第五号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、同条第一項の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

- 一 名称 朝霧乳業株式会社
二 住所 静岡県富士宮市根原四百四十九番の一
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

農林水産大臣 小泉進次郎
経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

素材	色	容 量	重 量	用 途	形 状
ガラス	無色	九〇〇ミリ リットル	三九〇 グラム	牛乳用	平成十三年五月 農林水産省 経済産業省告示第一号 図第一のとおり